

【用語の解説】

用語の解説

あ行	
エコファーマー	「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事から、たい肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者の愛称。
<small>ニスヒョーオー</small> NPO（法人） (Non Profit Organization)	営利を目的としない民間の組織や団体。会費、事業収入、民間の寄付、行政の補助金等を財源にして、ボランティアの労働力等で運営を行う。活動領域は福祉、環境からまちづくりまで幅広く、行政とは独立して自主的に社会貢献活動を行うなど、市場でも政府でも十分に供給できないサービスを提供しており、新たな公益活動の担い手として注目されている。 また、特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得し、法人として、銀行で口座を開設したり、事務所を借りるなどの行為を法人の名で行えるNPO法人（特定非営利活動法人）と任意団体等を含む広義のNPOとを区別している。
か行	
家族経営協定	家族で営農を行っている農業経営において、家族間の話し合いを基に経営計画や、各世帯員の役割、就業条件等を文書にして取り決めたもの。 家族農業経営においても、効率的・安定的な経営を目指すためには、経営に携わる構成員の役割、就業条件等の明確化を図っていくことが重要である。また、女性や後継者等の農業に従事する世帯員の役割が明確化され、農業者年金制度等の助成対象となるほか、認定農業者制度の共同申請の活用が可能となるなど、家族経営協定は農業経営の近代化を促進していくうえで重要な取組となっている。
基幹的農業従事者	自営農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事（農業）」である者。
<small>ギャップ</small> GAP	Good Agricultural Practiceの略。農産物の安全確保、環境の保全等様々な目的を達成するため、農業者・産地自らが、作物や地域の状況等を踏まえ、①農作業の計画をたて、点検項目を決定し、②点検項目に従い農作業を行い、記録し、③記録を点検・評価し、改善点を見出し、④次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程管理手法」をいう。 生産者や産地がGAPに取り組みやすくなるよう、必須項目（法令遵守、環境保全）と重要項目（土壌の有害物質汚染防止、病原微生物防止等）の基礎的な事項について取りまとめた「基礎GAP」が米、麦、大豆、施設野菜、露地野菜、果樹、花き、茶について公表されている。
教育ファーム	自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めることなどを目的として、農林漁業者等が一連の農作業等の体験の機会を提供する取組のこと。具体的には、①農林漁業者等実際に業を営んでいる者による指導を受け、②同一人物が同一作物について2つ以上の作業を年間2日間以上行う。
耕作放棄地	農林水産省の統計調査における区分で、以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地のこと。

さ行	
指定法人	容器包装リサイクル法第21条の規定により、再商品化業務を適正かつ確実に行うことができると認められ、その申請により、主務大臣によって指定された法人。
集落営農	<p>集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動。</p> <p>①転作田の団地化、②共同購入した機械の共同利用、③担い手を中心となって取り組む生産から販売までの共同化など、地域の実情に応じてその形態や取組内容は多様である。</p>
食事バランスガイド	<p>望ましい食生活についてメッセージを示した「食生活指針」を具体的な行動に結びつけるものとして、1日に「何を」「どれだけ」食べた方が良いのか目安を分かりやすくイラストで示したもの。</p> <p>「何を」とは、主食、副菜、主菜、牛乳・乳製品、果物の5つの料理区分に分類され、「どれだけ」とは、1日の目安をそれぞれの料理区分ごとに「1つ(SV)」で示されたもの。</p> <p>「厚生労働省と農林水産省により2005年6月に決定」</p>
た行	
団塊の世代	団塊世代（1947～49年生まれの世代。この第二次世界大戦直後に生まれた出生数が突出して大きい人口グループは堺屋（1980）によって初めて「団塊の世代」と呼称された。
特定事業者	<p>容器包装リサイクル法の対象となる容器包装（特定容器、特定包装）を利用又は製造等する事業者のことで、特定事業者は次のように区分される。① 特定容器利用事業者（農業、林業、漁業、製造業、卸売業及び小売業に該当する事業において、その販売する商品に特定容器を用いる事業者）②特定容器製造等事業者（特定容器の製造等を行う事業者（空容器の輸入業者も含まれる））③特定包装利用事業者（①に記載の事業において特定包装を用いる事業者（包装された商品の輸入業者も含まれる））。</p>
特定農業団体	<p>担い手不足が見込まれる地域において、その地域の農地面積の2/3以上について農作業を受託する相手方として、一定の地縁的まとまりを持つ地域の地権者の合意を得た任意組織であって、農業生産法人となることが確実と見込まれ、地権者から農作業を引き受けるよう依頼があったときは、これに応じる義務を負うという性格を有する任意組織。</p> <p>（農業経営基盤強化促進法第23条第4項）</p>
特定農業法人	<p>担い手不足が見込まれる地域において、その地域の農地面積の過半を集積する相手方として、一定の地縁的まとまりをもつ地域の地権者の合意を得た法人であって、地権者から農地を引き受けるよう依頼があったときは、これに応じる義務を負うという性格を有する農業生産法人。</p> <p>（農業経営基盤強化促進法第23条第4項）</p>
土地改良区	<p>土地改良法に基づき、一定の地域について、15人以上の農業者（原則として使用収益者）により土地改良事業を実施することを目的として設立される団体。規模は数ヘクタールから数市町村にまたがるものまで多岐にわたり、かんがい排水事業やほ場整備事業等を実施するほか、これら事業により造成された土地改良施設や国、県等が造成した土地改良施設の維持管理等を行っている。</p>

な行	
日本型食生活	日本の気候風土に適した「米」を中心に水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた食生活をいう。
認定農業者（制度）	農業経営基盤強化促進法に基づく制度。経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、①市町村の基本構想に照らして適切であり、②その計画の達成される見込みが確実で、③農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、との基準に適合する農業者として、市町村から認定を受けた者。
農業就業人口	自営農業のみに従事した者または自営農業以外の仕事に従事していても年間労働日数でみて自営農業が多い者。
農振農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農振整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域。
ま行	
水土里ネット	土地改良事業団体連合会及び土地改良区の愛称。
ら行	
（農業経営基盤強化促進法に基づく）利用権	農業経営基盤強化促進法に定められている農業上の利用を目的とする賃借権、使用貸借権等のこと。 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により設定された利用権は、賃借権の法定更新等が適用される農地法に基づく一般の賃貸借とは異なり、契約期間の満了とともに所有者に農地が返還される（再設定も可能）。

農家等分類関係

用語	定義
農 家	経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯（1990年以降の定義）
販売農家	経営耕地面積30アール以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家
主業農家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいる農家
準主業農家	農外所得が主で、1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいる農家
副業的農家	1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）
専業農家	世帯員のなかに兼業従事者が1人もいない農家
第1種兼業農家	世帯員のなかに兼業従事者が1人以上おり、かつ農業所得の方が兼業所得よりも多い農家
第2種兼業農家	世帯員のなかに兼業従事者が1人以上おり、かつ兼業所得の方が農業所得よりも多い農家
自給的農家	経営耕地面積30アール未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家
農家以外の農業事業体	経営耕地面積が10アール以上または農産物販売金額が年間15万円以上の農業を営む世帯（農家）以外の事業体
農業サービス事業体	委託を受けて農作業を行う事業所（農業事業体を除き、専ら苗の生産及び販売を行う事業所を含む）